

2020年2月4日

労災上乘せ補償制度ご加入者の皆さまへ

株式会社アイアンドアイサービス
三井住友海上火災保険株式会社
共栄火災保険株式会社

厚生省「毎月勤労統計調査」の不適切な取扱いに関する支払保険金への影響について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社業務に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省が公表する「毎月勤労統計」の不正調査問題の影響で生じた雇用保険などの過少給付について、昨年より不足分についての追加給付が行われております。

労災上乘せ補償制度は政府労災保険等の保険給付に基づき保険金をお支払いしているため、上記の追加給付が行われた場合には、本制度の保険金についても追加お支払いができる可能性がございます。

つきましては、所定の条件（以下、①～③）全てに該当される場合には、大変恐れ入りますが引受保険会社へご連絡くださいますようお願いいたします。

敬具

<所定の条件>

- ①「毎月勤労統計」の不正調査問題に関して、上記の追加給付を受けたことがある。
- ②労災上乘せ補償制度の保険金を受給したことがある。
- ③労災上乘せ補償制度の「定率方式※」に加入していたことがある。

※「定率方式」の支払保険金は、平均給与額（＝給付基礎日額）をもとにお支払いしています。今回の「毎月勤労統計」の不正調査問題は、この平均給与額が不適切な数値になっていたことから、追加支払いの対象となる可能性があります。なお、「定額方式」の支払保険金には平均給与額を使用しないため、追加支払いの対象とはなりません。

<連絡先>

・労災上乘せ補償制度の保険始期日により、連絡先が異なりますのでご注意ください。

【2017年4月始期以前】

共栄火災保険株式会社 首都圏損害サービス部 火災新種損害サービス第一課
〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL：03-3504-0323（平日9:00～17:00）

【2017年4月始期～】

三井住友海上火災保険株式会社 火災新種損害サポート部 第一保険金お支払センター
〒101-8011 千代田区神田駿河台3-11-1
TEL：03-3259-5824（平日9:00～17:00）

<（ご参考）厚労省HP>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html

以上